

「男女共同参画プラン・ふくつ」に基づく参画促進施策について、令和3年度は次の3つの重点項目を掲げて事業を進めました。

### ① 「男女がともに歩むまちづくり」に向けた啓発の推進

令和3年度に実施した「市民意識調査」では、「男女が共に歩むまちづくり基本条例」と「男女共同参画宣言都市・ふくつ」の認知度が、平成27年度に実施した調査時より低下している結果となりました。そのため、広報紙やホームページ等を通じた周知活動のほか、主催事業や出前講座、その他の市の事業の中で、「男女がともに歩むまちづくり基本条例」、「男女共同参画宣言都市・ふくつ」の周知に積極的に取り組みました。性別にかかわらず、全ての人が尊重され、認め支えあい、自分らしく心豊かに生活できるために、「男女がともに歩むまちづくり」の啓発をすすめていきました。

#### 男女がともに歩むまちづくり基本条例に基づく啓発冊子等の活用 施策No.1

##### <男女共同参画推進室>

主催事業や出前講座などの機会を通じて、条例を紹介し、冊子を啓発資料として活用しました。また、冊子のデータを市ホームページに掲載しました。併せて、「男女共同参画プラン・ふくつ」を紹介する冊子についても、配布および配架を行いました。

#### 男女共同参画宣言都市関連事業の充実 施策No.2

##### <男女共同参画推進室>

9月に「男女共同参画都市宣言関連事業」として講演会を開催しました。西南女学院大学教授・北九州市立大学名誉教授であり、臨床心理士の中島俊介さんを講師にお招きし、「幸せの人間関係」をテーマにご講演いただきました。

また、他部署と連携のもと、「男女がともに歩む一行詩」の表彰や、「男女がともに歩むまちづくり推進モデル」の推奨などを実施し、「男女共同参画宣言都市・ふくつ」を市民に周知しました。

#### 広報やホームページによる啓発の充実 施策No.4

##### <男女共同参画推進室>

男女共同参画に関する事業や情報を広報紙やホームページ、市公式LINE等、様々な媒体に掲載し、多くのかたに見ただけのように、かつ、理解しやすく、関心を持っていただけるように、情報発信を行いました。

#### 地域への意識啓発の充実 施策No.7

##### <男女共同参画推進室・まちづくり推進室・郷育推進課>

男女がともに歩むまちづくりをテーマに親しみやすい講座等を開設し、地域や市民グループ・団体に受講を呼びかけました。また、「男女共同参画地域推進員」を通じ、各郷づくり推進協議会に講座の開催を働きかけました。

### ② 地域における男女共同参画の推進

地域社会を活力があり、持続可能なものとするためには、性別に関わらず多様な生き方や個性が尊重され、互いに支えあう視点で課題をとらえ解決を図っていく必要があります。また、意思決定の過程と活動の現場に男女がともに参画し、責任を担うことも必要です。そのため、地域活動が、男女共同参画の視点をもって進められるように働きかけていきました。

#### 地域活動を担う団体への啓発推進

##### <男女共同参画推進室> 施策No.14

男女共同参画推進員や郷づくり事務局を通じて、男女共同参画に関する講座など市が実施する事業についての情報提供を行い、参加を呼びかけました。

#### 「男女共同参画地域推進員」との共働

##### 施策No.15

##### <男女共同参画推進室、まちづくり推進室>

郷づくり推進協議会の全ての地域（8地域）に設置された「男女共同参画地域推進員」を中心に、地域における男女共同参画の理解促進のため、地域推進員会議を開催し、市が実施する講座や、県が実施するあすばるフォーラムへの参加を呼びかけ、学習の機会を設けました。

### ③ 暴力や虐待を許さない環境づくりの推進

新型コロナウイルスの影響により、ドメスティック・バイオレンス（DV）等の被害の増加や深刻化が懸念されています。市ではあらゆる暴力を重大な人権侵害として認識し、暴力を許さない社会をつくるための意識啓発を進めました。

また、関係課で構成される「DV支援措置関係課長連絡会議」や「窓口担当者会議」を開催し、制度の説明、事務の取扱い等の関係機関との連携のもと、被害者の保護や自立支援に迅速に対応するとともに、誰もが安心して相談できるよう相談体制の充実を図りました。



#### DV防止にむけた啓発促進 施策No.58

##### <男女共同参画推進室・人権政策課・教育総務課>

若い世代に対し、将来にわたり、DVの加害者にも被害者にもさせないために、広報等を通じてDV等の暴力被害防止に関する啓発活動を行いました。水産高校1年生を対象に、「デートDV防止講座」を開催し、身体的・精神的・社会的暴力のほか、最近多発しているインターネットを利用した事案を伝えました。次年度以降も、実施方法について検討しながら、継続して取り組んでいきます。

#### 被害者の保護・自立支援制度の周知と情報提供 施策No.59

##### <男女共同参画推進室・市民課・福祉課・高齢者サービス課・こども課>

DVや児童虐待、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速な対応ができるように庁内関係部署だけでなく、庁外の関係機関とも連携を図りながら、被害者の保護と支援に向けた対応を行いました。専門の相談機関に引き継いだり、専門の相談窓口の情報を提供したりなどして、相談者が継続して支援が受けられるようにしました。

#### 被害者の保護・自立支援制度に向けた体制と充実 施策No.60

##### <男女共同参画推進室>

関係課で構成する「DV等支援措置等関係課長連絡会議」を開催し、DV等支援措置制度の説明、事務の適切な取扱い等の確認を行いました。また、「DV等相談窓口担当者会議」を開催し、実際に窓口で対応する職員に対し、窓口での対応案件や相談窓口について説明しました。

